

各電子決済等代行業者との契約内容

福邦銀行（以下、「当行」といいます。）は、銀行法第 52 条の 61 の 10 第 3 項に基づき、電子決済等代行業者との API 接続等における契約内容の一部を公表いたします。

契約内容

当行と電子決済等代行業者は、API 接続等における契約で以下の内容を定めています。

1. 利用者に損害が生じた場合の損害責任の分担について

- ① API 接続等により提供される電子決済等代行業者のサービス（以下、「提供サービス」といいます。）に関して、利用者に損害が発生した場合、電子決済等代行業者が利用者への対応窓口となり、損害の賠償又は補償を行います。

2. 電子決済等代行業者が取得した利用者情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置、電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合の当行が行う措置について

- ① 電子決済等代行業者は、API 接続等により当行から取得した利用者情報を、法令等を遵守し、かつ提供サービスの利用規約に従って取り扱います。また、提供サービスの利用規約により利用者の同意を得た場合を除き、提供サービス以外に使用しません。
- ② 電子決済等代行業者は、コンピュータウイルスへの感染防止、第三者によるハッキング、改ざんまたはその他のネットワークへの不正アクセス又は情報漏洩等を防止するために必要な措置を講じるものとします。
- ③ 当行は、電子決済等代行業者による利用者情報の適正な取扱い及び安全管理措置が不十分であると判断した場合、API 接続等を停止することがあります。

3. 電子決済等代行業再委託者における、電子決済等代行業者が取得した利用者情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置、電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合の当行が行う措置について

- ① 電子決済等代行業者は、電子決済等代行業再委託者（銀行法施行規則第 34 条の 64 の 9 第 3 項に該当する事業者）に対して利用者情報を提供する場合、自らが当行に負う利用者情報の適正な取扱いと安全管理措置に関する義務と同等の義務を課し、責任を負います。
- ② 当行は、電子決済等代行業再委託者による利用者情報の適正な取扱い及び安全管理措置が不十分であると判断した場合、API 接続等を停止することがあります。

4. 契約締結済の電子決済等代行業者

2020年11月10日現在、当行がAPI接続における契約を締結済みの電子決済等代行業者は以下のとおりとなります。

- マネーツリー株式会社
- アイ・ティ・リアライズ株式会社
- 株式会社 Zaim
- フリー株式会社
- 株式会社マネーフォワード
- ソリマチ株式会社
- エメラダ株式会社
- SBI ビジネス・ソリューションズ株式会社
- 弥生株式会社
- 株式会社ミロク情報サービス

また、API接続以外の方法によりAPI接続と同様に提供される電子決済等代行業者のサービスに対して銀行法で規定された契約を締結済みの電子決済等代行業者は以下のとおりとなります。

- みずほ情報総研株式会社
- 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

以 上